

放課後児童クラブ(夏休み)の入会申込を受け付けます

☎市 子育て支援課 ☎53-5131 ㊟53-5128

対象児童 就労などのため昼間に保護者がいない家庭で、令和5年度に市内小学校に在学する児童

受付期間 5月1日(月)～21日(日)

※期間外は受け付けができません。

申込方法 原則、電子申請(マイナポータル)です。マイナポータル内の操作手順

滋賀県米原市 → 子育て → 放課後児童クラブ入会申込書

※やむを得ない事情により電子申請ができない人は、市公式ウェブサイトから申請用紙をダウンロードし、子育て支援課へ提出してください。



詳しくはこちら▼



重度障がい者等日常生活用具の助成額を変更します

☎市 社会福祉課 ☎53-5123 ㊟53-5119

市では重度障がい者等日常生活用具給付等事業において、ストーマ用装具および紙おむつの利用者へ助成を行っています。利用者の負担軽減を図るため、それぞれ定められた月額基準単価および特例給付の支給上限額を変更します。

月額基準単価の変更点

	消化器系ストーマ装具	尿路系ストーマ装具
月額上限額(令和5年3月分まで)	8,858円	11,639円
月額上限額(令和5年4月分から)	9,116円	11,978円

ストーマの2個穴分は各単価×2とします。

注)日常生活用具の給付を受けるには申請が必要です。

特例給付※の支給上限額の変更点 ※月額基準単価を超えて自費購入された代金の2分の1を助成するもの

	消化器系ストーマ装具	尿路系ストーマ装具	紙おむつ
月額上限額(令和4年 9月分まで)	2,214円	2,909円	1,500円
月額上限額(令和4年10月分から)	4,558円	5,989円	6,600円

特例給付の申請方法

下記①～④を持参の上、社会福祉課または山東支所、各市民自治センター、各行政サービスセンターへお越しください。

- ①業者からの領収書(前月までにストーマ装具および紙おむつの代金として支払われたことがわかること)
- ②本人名義の預金通帳(ゆうちょ銀行以外)
- ③印鑑(認印可)
- ④申請書兼請求書

※申請書等は提出先に設置しています。

※振込先名義が本人以外の場合は、委任状が必要です。また助成金は後日口座へ振り込みます。

特別障害者手当および障害児福祉手当を支給しています

☎市 社会福祉課 ☎53-5123 ㊟53-5119

手当は、日常生活で常時、特別の介護が必要かつ在宅で生活する重度の障がいのある人に支給します。

※本人や家族の所得状況により対象にならない場合もあります。

種類	月額 ※4月1日現在	対象(①・②を満たす人)
特別障害者手当	27,980円	①身体または精神に著しく重度の障がい(重度の障がい重複している等)があるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳以上の人 ②在宅で生活している人* ※施設入所、入院している人は対象外です。
障害児福祉手当	15,220円	①身体、知的または精神に重度の障がいがあるため、日常生活で常時の介護を必要とする20歳未満の人 ②在宅で生活している人* ※施設入所している人は対象外です。

国民年金への加入手続きをお願いします

☎ 市 市民保険課 ☎53-5114 ☎ 53-5118
日本年金機構 彦根年金事務所 ☎0749-23-1112

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の全ての人が加入するもので、加入する制度により手続き先が異なります。

種別	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象	自営業、農林漁業者、無職、学生など	会社員、公務員など	第2号被保険者に扶養されている配偶者
手続き先	市民保険課、山東支所、各市民自治センター、各行政サービスセンター	勤務先	第2号被保険者の勤務先

口座振替の早割制度がお得です

毎月の国民年金保険料の納付を、口座振替の早割制度(当月末振替)にすると、毎月16,520円の保険料が16,470円となり、**月々50円**お得です。

※早割制度を申し込むと、初回に原則2カ月分(割引のない前月分と割引のある当月分)が振替になります。

申し込み 口座振替を希望する金融機関または、年金事務所、市民保険課、山東支所、各市民自治センター、各行政サービスセンターまで

納め忘れにご注意ください

国民年金保険料免除申請書を提出し一部免除が承認された人は、承認期間について一部免除以外の保険料(1/4納付、半額納付、3/4納付)を**2年以内**に納付しない場合、未納と同じ扱いになり、将来受け取る年金の支給額に反映されません。

納付書を紛失した場合→年金事務所へ再発行を依頼してください。

児童手当の所得上限限度額にご注意ください

☎ 市 子育て支援課 ☎53-5132 ☎ 53-5128

ご確認ください

- ・児童を養育している人の前年所得が、表②の所得額以上の場合、児童手当等は支給されません。
- ・手当が支給されなくなった後に、所得が表②を下回った場合、改めて認定請求書を提出すると、手当が支給されます。
- ・市民税課税通知書等により所得を確認された日の翌日から**15日以内**に認定請求を行った場合には、所得要件を判定する年の6月分から手当が支給されます。**提出が遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなります。**

扶養親族等の数 ^{※1}	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 ^{※2} (万円)	収入額の目安 ^{※3} (万円)	所得額 ^{※2} (万円)	収入額の目安 ^{※3} (万円)
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

※1 所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除く)ならびに、扶養親族等でない児童で、前年の12月31日において生計を維持したものの数。

※2 扶養親族等の数に応じて、1人当たり38万円(扶養親族等が70歳以上の同一生計配偶者または老人扶養親族の場合は44万円)を加算した額。

※3 給与収入のみで計算しています。実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除後の所得額で所得制限を確認します。

子育て世帯応援金を支給します

☎ 市 市民保険課 ☎53-5114 ☎ 53-5118

国が未就学児にかかる国保税均等割の軽減措置を導入したことに伴い、市では子育て世代への更なる支援を目的として、国保税のうち18歳以下の子どもに係る均等割を実質ゼロとするため、応援金を支給します。対象世帯へは6月下旬に案内を送付します。

対象: 未就学児 国制度による均等割軽減措置

均等割の5割を軽減

例: 7割軽減対象の未就学児の場合

残りの3割の半分を減額するため8.5割軽減となります。

※国制度による均等割軽減措置は、6月中旬に送付予定の納税通知書で軽減後の税額をお知らせします(手続き不要)。

対象: 18歳以下の子ども 市による応援金の支給

均等割の自己負担分を支給



国民健康保険税の税率を改定しました

圖市 市民保険課 ☎53-5114 ㊟53-5118

国民健康保険は病気やけがをしたときに安心して病院等にかかるよう、加入者の所得等に応じて国民健康保険税(国保税)を出し合い、医療費の負担を支え合う制度です。健全な運営を続けるために、税率を改定しましたので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

※今年度の国保税額は6月中旬に送付予定の納税通知書でお知らせします。

国民健康保険制度の運営

市が保険者となって加入者が負担する国保税と国・県からの補助金等により運営しています。

国では国民健康保険制度改革が進められており、県が国保財政運営の責任主体として加入者への保険給付に必要な額を負担する代わりに、市は県に納付金を納め、納付金の納付に必要な国保税を加入者から徴収しています。

近年、高齢化の進展や医療の高度化等により一人当たりの保険給付額は増加しています。

令和5年度の国民健康保険税率

令和4年度の国保税率は、県の剰余金や市の基金活用により税額を抑制していましたが、県が示した令和5年度の標準保険料率^(※1)は、県の剰余金活用額の減少等から大きく引き上げられました。

市では国民健康保険運営協議会からの答申を受け、将来の保険料水準の統一に向け、概ね均等な伸び率で段階的に税率を引き上げるとともに、市保有基金の活用で、令和5年度は令和4年度の一人当たり国保税額の6.5%増に抑制することとして、国保税率を改定しました。

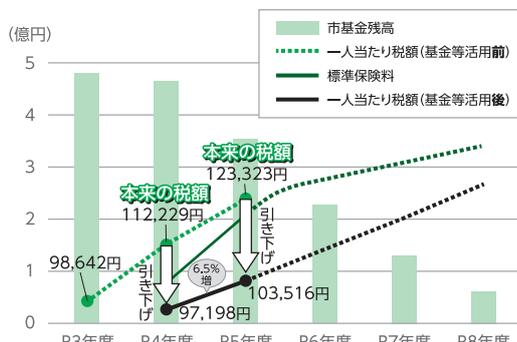
(※1) 県が市町ごとに算定した納付金を支払うために必要な保険料率のことです。市では標準保険料率を参考に税率を決定します。

国保税(料)の県内統一に向けて

県内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ国保税(料)となるよう、令和6年度以降のできるだけ早い時期の統一を目指しています。



国民健康保険税の現状と今後



※上記は保険料水準統一に向けたシミュレーションです。保険料水準の統一時期、令和6年度以降の税率は今後、検討します。

国保税の算定方法

Step1 3つの使い道ごとに決められた算出方法を使います。

Step2 使い道ごとに所得割、均等割、平等割を算出し、合計します。

令和5年度国保税の税率一覧

()内は令和4年度の税率

使い道	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 (40~64歳の被保険者のみ)
所得割	基準総所得金額 ^(※2) × 5.78%(5.45%)	基準総所得金額 ^(※2) × 2.48%(2.45%)	基準総所得金額 ^(※2) × 2.29%(2.19%)
均等割 (加入者一人当たり)	24,300円/人 (22,400円/人)	10,100円/人 (9,900円/人)	11,800円/人 (11,400円/人)
平等割 (一世帯当たり)	16,500円/世帯 (16,000円/世帯)	7,000円/世帯 (7,000円/世帯)	5,900円/世帯 (5,700円/世帯)
課税限度額	65万円(65万円)	22万円(20万円)	17万円(17万円)

(※2) 前年中の所得から地方税法に基づき一定の額を引いた金額。

低所得世帯は、
国保税が一部
軽減されます

軽減判定には世帯主と世帯の国保加入者および特定同一世帯所属者^(※3)全員の所得申告が必要です。所得のない人も必ず申告してください。

(※3) 国保から後期高齢者医療制度へ移行した人で、引き続き同一の世帯に属する人。ただし、世帯主変更等の異動があった場合は特定同一世帯所属者ではなくなります。

例えば

国保税の計算方法

- ・ 40歳代夫婦と小学生2人の4人世帯
- ・ 合計所得金額:夫260万円(妻および子0円)
- ・ 基準総所得金額:217万円

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護給付金分
所得割	217万円 × 5.78%	217万円 × 2.48%	217万円 × 2.29%
均等割	24,300円 × 4人	10,100円 × 4人	11,800円 × 2人
平等割	16,500円	7,000円	5,900円
小計	239,100円	101,200円	79,100円
合計(年額)	419,400円		